

青森県報

号外第三十八号

平成二十二年
四月三十日
(金曜日)

目次

監査委員

特定行政監督の結果…………… (事務 局) …… 1

監査委員

特定行政監督の結果

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第2項の規定に基づき監督を実施し、次のおり青森県知事等に提出したので、同条第9項の規定により公表します。

平成22年 4月30日

平成21年度

特定行政監督報告書

「税外未収金に係る債権管理について」

平成22年3月

青森県監査委員

青森県知事 三村 申吾 殿
青森県議会議長 長尾 忠行 殿
青森県教育委員会委員長 鈴木 秀和 殿
青森県公安委員会委員長 阿保 耀子 殿

青森県監査委員 泉 山 哲 章
同 元 木 篤 子
同 相 川 正 光
同 三 橋 一 三

平成 2 1 年度特定行政監査の結果について

地方自治法第 1 9 9 条第 2 項の規定に基づき監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を別紙のとおり提出します。

第1 監査対象事務及び選定理由	1
1 監査対象事務	1
2 選定理由	1
第2 監査の実施概要	1
1 実施期間	1
2 監査対象機関	1
3 実施方法	1
4 監査基準日	1
5 監査の主な着眼点	2
第3 監査調書の集計結果	3
1 税外未収金（債権）の状況について	3
(1) 過去5年間の推移	3
(2) 税外未収金の分類	4
(3) 発生年度別内訳	4
(4) 滞納理由別内訳	5
2 債権管理体制の状況について	6
(1) 職員配置状況	6
(2) 職員研修の実施状況	7
(3) 債権管理マニユアル等の整備状況	8
(4) 委託の状況	9
3 債権管理事務の状況について	10
(1) 債権管理表の作成状況	10
(2) 任意様式の債権管理表の作成状況	11
(3) 督促状の発出状況	12

(4) 延滞金等の徴収状況	14	別表 1	38
(5) 催促の実施状況	15	別表 2	40
(6) 資力調査の実施状況	16	別表 3	44
(7) 居所不明者調査の実施状況	17	別表 4	45
(8) 相続人調査の実施状況	18	別表 5	45
(9) 滞納処分又は強制執行等の実施状況	19	別表 6	45
(10) その他の保全措置の状況	24	別表 7	46
(11) 滞納処分停止又は徴収停止等の状況	27	別表 8	47
(12) 不納欠損処分の状況	31	別表 9	47
第4 実地監査の結果	32	別表 10	48
1 私債権で消滅時効期間が経過しているものの取扱状況	32		
2 債権管理員の引継ぎ状況	32		
(1) 引継書の作成状況	32		
(2) 引継書に添付する書類の状況	32		
3 一部弁済時の時効中断措置の状況	33		
第5 改善等を要する事項	34		
1 債権管理体制について	34		
(1) 職員研修の充実について	34		
(2) 債権管理マニュアル等の整備について	34		
(3) 適切な債権管理体制について	34		
2 債権管理事務について	35		
(1) 私債権で消滅時効期間が経過しているものの扱いについて	35		
(2) 督促状の発出について	35		
(3) 債権管理員の引継ぎについて	36		
(4) 一部弁済時の時効中断措置について	36		
3 総括	37		

第1 監査対象事務及び選定理由

1 監査対象事務

「税外未収金に係る債権管理について」

※ 税外未収金とは、一般会計（県税及び県税に伴う諸収入金に係るものを除く。）及び特別会計における収入未済額並びに公営企業会計における未収金をいう。

2 選定理由

財政環境が依然として厳しい中、平成20年度決算における収入未済額（未収金）は一般会計で約167億円、特別会計で約66億円及び公営企業会計で約3億円（過年度未収金のみの合計約236億円となっている。

このうち県税を除いた税外未収金は約204億円と多額に上っていることも踏まえ、税外未収金に係る債権管理の状況を検証することによって、今後の適切な取扱いに資することを目的として監査を実施したものである。

第2 監査の実施概要

1 実施期間

平成21年10月から平成22年3月まで

2 監査対象機関

一般会計、特別会計及び公営企業会計のうち、平成20年度決算において税外未収金がある知事部局36機関、病院局2機関、教育委員会7機関及び警察本部2機関の計47機関（内訳は38ページの別表1のとおり）。

3 実施方法

監査対象機関である47機関に対して監査調書の提出を求め書類監査を行ったほか、この中から18機関を対象として実地監査を行った。

実地監査実施機関

(1) 知事部局 (15 機関)

- 障害福祉課、医療業務課、東青地域県民局地域健康福祉部、中南部地域県民局地域健康福祉部、三八地域県民局地域健康福祉部、西北地域県民局地域健康福祉部、上北地域県民局地域健康福祉部、下北地域県民局地域健康福祉部、団体経営改善課、東青地域県民局地域整備部、中南部地域県民局地域整備部、三八地域県民局地域整備部、西北地域県民局地域整備部、上北地域県民局地域整備部、下北地域県民局地域整備部

(2) 病院局 (2 機関)

- 青森県立中央病院、青森県立つくしが丘病院

(3) 警察本部 (1 機関)

- 交通指導課

4 監査基準日

平成21年3月31日現在（ただし、一部の項目については平成20年度決算に係る税外未収金について、債権発生時から平成21年9月30日現在の状況について確認した。）

5 監査の主な着眼点

- ・債権管理体制は整っているか。
 - ・債権管理事務は法令等に従って適切に処理されているか。
- ※根拠法令等
- ・地方自治法（以下「自治法」という。）
 - ・地方自治法施行令（以下「自治令」という。）
 - ・青森県財務規則（以下「財務規則」という。）
 - ・青森県財務規則の運用（以下「財務規則の運用」という。）
 - ・青森県税外諸収入金に係る督促手数料、延滞金、過料等に関する条例（以下「督促条例」という。）等

凡例

- ・項番号・・・Ⅰ、Ⅱ
- ・号番号・・・①、②

(例)

地方自治法第231条の3第3項・・・自治法231の3Ⅲ

※一部を除いて、上記の凡例に従って表記する。

第3 監査調査の集計結果

監査対象とした47機関から提出された監査調査を集計した結果の主な回答状況は、以下のとおりである。

1 税外未収金（債権）の状況について

(1) 過去5年間の推移
 監査対象とした税外未収金の過去の推移は、表1のとおりとなっている。（各表中の金額及び構成比については、増減処理を行っているため合計が一貫しない場合もある。）

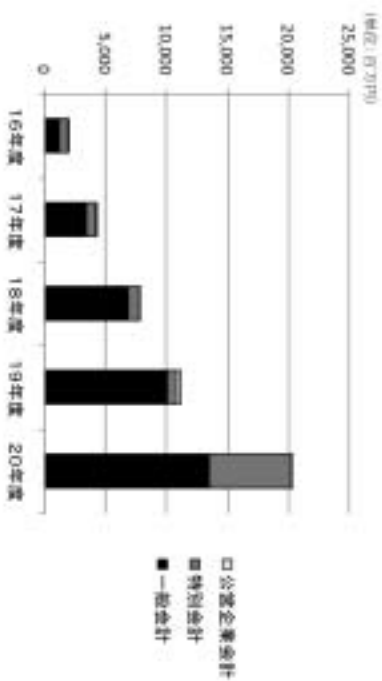
平成16年度決算では約20億円であったものが、年々増加しており平成20年度決算では約304億円となっている。

これを会計別に平成16年度決算と平成20年度決算の比較で見ると、一般会計では約11億8千万円から約134億6千万円（平成16年度比1,160.0%）に、特別会計では約7億1千万円から約60億4千万円（平成16年度比902.6%）に、公営企業会計では約1億5千万円から約2億9千万円（平成16年度比187.6%）にそれぞれ増加している。

表1 税外未収金の過去5年間の推移 (単位:百万円)

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
一般会計	1,181	3,456	6,896	10,124	13,463
特別会計	714	730	722	726	6,644
公営企業会計	152	187	230	267	285
合計	2,046	4,372	7,854	11,126	20,392

注1 一般会計の金額は、税収及び果樹に限り課税入金に属するものを除いた額である。
 注2 公営企業会計の金額は、毎年税外未収金のみの額である。



(2) 税外未収金の分類

地方公共団体の債権は、公法上の原因に基づいて発生する債権(以下「公債権」という。)と私法上の原因に基づいて発生する債権(以下「私債権」という。)に分類され、公債権についてはさらに、地方税や国税の滞納処分の例により強制徴収できるもの(以下「強制徴収公債権」という。)と滞納処分の例によることのできないもの(以下「非強制徴収公債権」という。)に区分される。

提出された監査調書を集計した結果、強制徴収公債権 21 件、非強制徴収公債権 36 件、私債権 46 件の合計 103 件となった(件数は 40 ページの別表 2 の債権名・機関名ごとに数えたものである。以下、債権数は、同表の区分に従って数えたものである。)

なお、上記の集計分類はあくまでも監査対象機関から提出された監査調書に基づくものである。

(3) 発生年度別内訳

平成 20 年度決算に係る税外未収金の平成 21 年 9 月 30 日現在残高を債権の発生年度別に整理した状況は、表 2 のとおりとなっている。

ア 強制徴収公債権に分類される債権については、平成 10 年度以前のものが 65,317 千円(0.5%)、平成 11～15 年度のものが 79,068 千円(0.6%)、平成 16 年度のものが 630,289 千円(4.8%)、平成 17 年度のものが 2,268,828 千円(17.4%)、平成 18 年度のものが 3,437,173 千円(26.4%)、平成 19 年度のものが 3,234,064 千円(24.8%)、平成 20 年度のものが 3,310,631 千円(25.4%)となっている。

イ 非強制徴収公債権に分類される債権については、平成 10 年度以前のものが 12,591 千円(5.3%)、平成 11～15 年度のものが 71,375 千円(29.9%)、平成 16 年度のものが 21,410 千円(9.0%)、平成 17 年度のものが 34,049 千円(14.3%)、平成 18 年度のものが 22,900 千円(9.6%)、平成 19 年度のものが 14,706 千円(6.2%)、平成 20 年度のものが 61,536 千円(25.8%)となっている。

ウ 私債権に分類される債権については、平成 10 年度以前のものが 291,393 千円(4.1%)、平成 11～15 年度のものが 310,945 千円(4.4%)、平成 16 年度のものが 111,535 千円(1.6%)、平成 17 年度のものが 81,762 千円(1.2%)、平成 18 年度のものが 103,385 千円(1.5%)、平成 19 年度のものが 110,488 千円(1.6%)、平成 20 年度のものが 6,049,188 千円(85.7%)となっている。

エ 以上のうち、消滅時効期間(自治法 236 I、民法 167 等)が経過しているものは、強制徴収公債権では 98 人、476 件、17,681 千円、非強制徴収公債権では 36 人、45 件、5,186 千円及び私債権では 245 人、4,089 件、189,311 千円となっている。

表 2 発生年度別内訳

	10年度以前										合計		滞納理由別内訳	
	11～15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	合計	件数	金額	件数	金額			
強制徴収公債権	金額 65,317	79,068	630,289	2,268,828	3,437,173	3,234,064	3,010,631	13,025,370	98	476	17,681			
	構成比 0.5	0.6	4.8	17.4	26.4	24.8	25.4	100.0						
非強制徴収公債権	金額 12,591	71,375	21,410	34,049	14,706	61,536	238,568	36	45	5,186				
	構成比 5.3	29.9	9.0	14.3	6.2	25.8	100.0							
私債権	金額 291,393	310,945	111,535	81,762	103,385	110,488	6,049,188	7,058,695	245	4,089	189,311			
	構成比 4.1	4.4	1.6	1.2	1.5	1.6	85.7	100.0						
合計	金額 398,301	461,388	763,234	2,384,639	3,563,459	3,359,258	9,421,555	20,322,633	379	4,610	212,178			
	構成比 1.8	2.3	3.8	11.7	17.5	16.5	46.4	100.0						

注 表は、平成 20 年度決算に係る税外未収金の平成 21 年 9 月 30 日現在の数値である。

(4) 滞納理由別内訳

平成 20 年度決算に係る税外未収金の平成 21 年 9 月 30 日現在残高を滞納理由別に整理した状況は、表 3 のとおりとなっている。

ア 滞納者数の割合が多い順に見ていくと、低所得、生活困窮、経営不振のものが 4,374 人(80.1%)、不明(把握している住所に居住しており、滞納者に対し電話等の調査を実施しているが不応答であるため滞納理由を把握できないもの)のものが 348 人(6.4%)、死亡のものが 286 人(5.2%)、所在不明のものが 245 人(4.5%)などとなっている。

イ 「その他」の主な理由は、「一括納付困難」及び「医療費の保険会社負担分」等となっている。また、「調査未実施」の理由は、「差押予告通知に至っていないため」となっている。

表 3 滞納理由別内訳 (単位:人、%,千円)

	滞納者数		未収金額
	人数	構成比	
納入意識の希薄	61	1.1	15,625
低所得、生活困窮、経営不振	4,374	80.1	1,193,687
破産、民事再生等	42	0.8	6,022,891
所在不明	245	4.5	67,563
死亡	286	5.2	120,469
法人の解散・清算	9	0.2	12,780,428
その他	71	1.3	93,529
不明	348	6.4	28,044
調査未実施	24	0.4	378
合計	5,460	100.0	20,322,633

注 表は、平成 20 年度決算に係る税外未収金の平成 21 年 9 月 30 日現在の数値である。

2 債権管理体制の状況について

(1) 職員配置状況

税外未収金に係る 103 の債権に対して、債権管理業務を担当している職員の配置状況 (平成 21 年 4 月 1 日現在) は、表 4 のとおりとなっている。

ア 最も多かったのが正職員のみを兼任で配置しているものが 94 件 (91.3%)、次に正職員及び正職員以外の者をどちらも兼任で配置しているものが 8 件 (7.8%)、正職員を兼任で、正職員以外の者を専任で配置しているものは 1 件 (1.0%) となっている。

イ 配置されている人数は、1 人が 24 件 (23.3%)、2 人が 36 件 (35.0%)、3 人が 18 件 (17.5%)、4 人が 9 件 (8.7%)、5～9 人及び 10 人以上が各 8 件 (各 7.8%) となっている。

表 4 職員配置状況

	配置されている人数							合計	
	1人	2人	3人	4人	5～9人	10人以上	債権数	構成比	
正職員のみを兼任で配置している	24	31	16	7	8	8	94	91.3	
正職員を兼任で、正職員以外の者を専任で配置している	0	0	1	0	0	0	1	1.0	
正職員及び正職員以外の者をどちらも兼任で配置している	0	5	1	2	0	0	8	7.8	
合計									
	債権数	24	36	18	9	8	103	100.0	
	構成比	23.3	35.0	17.5	8.7	7.8	100.0		

(単位:件、%)

(2) 職員研修の実施状況

債権管理事務に関する職員研修の実施状況 (平成 18 年度～平成 21 年度) は、表 5 のとおりとなっている。

職場内研修を実施し、他機関等が主催する研修にも参加させたことがあるものが 9 件 (8.7%)、職場内研修を実施したことがあるものが 7 件 (6.8%)、他機関等が主催する研修に参加させたことがあるものが 24 件 (23.3%)、特に研修を行っていないものが 63 件 (61.2%) となっている。

表 5 職員研修の実施状況

研修の状況	合計	
	債権数	構成比
職場内研修を実施したことがあり、他機関等が主催する研修に参加させたことがある	9	8.7
職場内研修を実施したことがある	7	6.8
他機関等が主催する研修に参加させたことがある	24	23.3
職場内研修を実施したことがあり、他機関等が主催する研修に参加させたことがない	63	61.2
合計	103	100.0

(単位:件、%)

(3) 債権管理でマニュアル等の整備状況
 ア 債権管理に関する要綱、マニュアル等の整備状況は、表6-1及び表6-2のとおりとなっている。

(7) 債権管理でマニュアル等の整備状況については、債権管理でマニュアル等を整備しているものが59件(57.3%)、整備していないものが44件(42.7%)となっている。
 (4) 債権管理でマニュアル等の作成機別状況については、債権管理機関が作成しているものが41件(69.5%)、債権管理機関を所管する本庁の機関が作成しているものが15件(25.4%)、債権管理機関を所管する本庁の機関及び債権管理機関が作成しているものが3件(5.1%)となっている。

イ マニュアル等を整備している59件の中には、納期限を過ぎた者に対する手続が督促条例等(下の参考を参照)に準じた督促手続になっておらず、催告書等による対応を規定しているものが49件みられた。

表6-1 債権管理でマニュアル等の整備状況

(単位:件、%)		
	債権数	構成比
整備している	59	57.3
整備していない	44	42.7
合計	103	100.0

表6-2 債権管理でマニュアル等の作成機別状況

(単位:件、%)		
	債権数	構成比
債権管理機関が作成している	41	69.5
債権管理機関を所管する本庁の機関が作成している	15	25.4
債権管理機関を所管する本庁の機関及び債権管理機関が作成している	3	5.1
合計	59	100.0

(参考)
 督促条例
 第2条 知事は、納入義務者が税外諸収入金を納期までに完納しない場合においては、納期限経過後30日以内に督促状により期限を指定して督促しなければならない。
 2 前項の督促状により指定すべき期限は、督促状を発送した日から起算して15日以内とする。
 財務規則
 第73条 法第231条の3第1項の督促は、督促状(第49号様式)により行なうものとする。
 第308条 政令第171条の督促は、督促状(第172号様式)により行なうものとする。

(4) 委託の状況
 債権管理に関する事務の一部を委託している状況は、表7-1及び表7-2のとおりとなっている。

委託を実施しているものが8件(7.8%)、実施していないものが95件(92.2%)となっている。

表7-1 委託の実施状況

(単位:件、%)		
	債権数	構成比
委託している	8	7.8
委託していない	95	92.2
合計	103	100.0

表7-2 委託先

債権の種類	債権名	機関名	委託先	委託内容
非強制徴収 公債権	診療収入	慶喜福祉社	日本赤十字社(指定管理者)	はまなす医療療養センターの管理運営(使用料徴収業務を含む)
	障害児施設給付費収入	慶喜福祉社	日本赤十字社(指定管理者)	はまなす医療療養センターの管理運営(使用料徴収業務を含む)
	沿岸農業改善資金貸付金	木産振興課	青森県信用漁業協同組合連合会	債権についての保全及び取立てに関する事務
	県営住宅家賃	東青地産県民局地産課	コーポラス青森グループ(指定管理者)	滞納家賃の収納
	県営住宅家賃	中青地産県民局地産課	コーポラス青森グループ(指定管理者)	県営住宅等の管理業務
	県営住宅駐車場使用料	東青地産県民局地産課	コーポラス青森グループ(指定管理者)	滞納使用料の収納
	県営住宅駐車場使用料	中青地産県民局地産課	コーポラス青森グループ(指定管理者)	県営住宅等の管理業務
私債権	医療費	青森県立中央病院	(株)ニオイ学館	文書・電話による督促、未納患者整理台帳の作成・管理

3 債権管理事務の状況について

(1) 債権管理表の作成状況

債権管理表の作成については、債権管理員（部局の課長又は室長及び公所の長（地域県民局にあつては各部の長）は債権が発生したとき又は変更があつた場合は債権管理表（財務規則17号様式又は19号様式）に必要な事項を記入しなければならない（財務規則307）とされている。

債権管理表の作成状況は、表8のとおりとなっている。

すべての未収金について作成しているものが70件（68.0%）、一部の未収金について作成しているものが1件（1.0%）、作成していないものが32件（31.1%）となっている。

表8 債権管理表の作成状況 (単位:件、%)

	債権数	構成比
すべての未収金について作成している	70	68.0
一部の未収金について作成している	1	1.0
作成していない	32	31.1
合計	103	100.0

(2) 任意様式の債権管理表の作成状況

債権管理表は、財務規則の様式により難いものについては、別に調製することができる（財務規則17号様式及び19号様式の注記）とされている。このため、財務規則の様式による債権管理表とは別に、任意様式での債権管理表を作成しているか確認した状況は、表9のとおりとなっている。

ア すべての債務者について作成しているものが77件（74.8%）、一部の債務者について作成しているもの及び作成していないものが各13件（各12.6%）となっている。

イ 財務規則の様式による債権管理表及び任意様式での債権管理表のどちらも作成していないものはなかった。

ウ 財務規則の様式による債権管理表を作成しておらず、任意様式での債権管理表を一部の債務者についてのみ作成しているものが10件あつたが、その理由は、「納入期限経過後一定期間を経過した債務者について作成しているため」となっている。

表9 任意様式の債権管理表の作成状況 (単位:件、%)

	債権数	構成比
すべての債務者について作成している	77	74.8
一部の債務者について作成している	13	12.6
作成していない	13	12.6
合計	103	100.0

(3) 督促状の発出状況

督促については、自治法 231 の 3 1 の歳入に係る債権は財務規則 73 により、自治令 171 に係る債権は財務規則 308 に基づいて督促状を発することとされている(次ページの参考を参照)。

督促状の発出状況(債権発生時から平成 21 年 9 月 30 日現在の状況)は、表 10 のとおりとなっている。

ア 40 ページの別表 2 の区分に従って集計した債権 103 件のうち、督促状をすべて発しているものは 13 件(12.6%)、一部についてのみ発しているものは 6 件(5.8%)、全く発していないものは 84 件(81.6%)となっている。

イ 強制徴収公債権に分類された 21 件のうち督促状をすべて発しているものは 4 件(19.0%)、一部についてのみ発しているものは 1 件(4.8%)、全く発していないものは 16 件(76.2%)、非強制徴収公債権に分類された 36 件のうち督促状をすべて発しているものは 3 件(8.3%)、全く発していないものは 33 件(91.7%)、私債権に分類された 46 件のうち督促状をすべて発しているものは 6 件(13.0%)、一部についてのみ発しているものは 5 件(10.9%)、全く発していないものは 35 件(76.1%)となっている。

ウ 次に、強制徴収公債権で督促状を全く発していないもの 16 件の理由は、「債務者が低所得者又は生活困難者であるため」が 12 件、「所在不明のため」が 2 件、「金額が少ないから」及び「支払意思があり、一部入金しているため」が各 1 件となっている。また、督促状を一部発している 1 件は、「支払見込みのない者に発出している」が理由であった。

エ 非強制徴収公債権で督促状を全く発していないもの 33 件の理由は、「債務者が低所得者又は生活困難者であるため」が 15 件、「催告又は催促により対応しているため」が 7 件、「未納授業料徴収マニュアルにより、文書等による催促を行っている」が 3 件、「一部返済があるため」及び「生活困難者や納入意思が見られるなどのため」が各 2 件、「定期的に電話等で催促しているとともに、催告通知書を送付しているため」、「利息債権であるため」、「セクハラ被害者であるため」及び「不当利得返還請求権であるため」が各 1 件となっている。

オ 私債権で督促状を全く発していないもの 35 件の理由は、「事務処理要領に基づく督促を行っているため」が 11 件、「破産手続をしているため」及び「債務者が生活困難者等であるため」が各 5 件、「納入意思を示しているため」が 2 件、「文書、面談により催促しているほか、行った際には債務承認書を徴求しているため」、「民事再生手続をしているため」、「電話・訪問等により催促しているため」、「年に 1 度催告状を発生しているため」、「電話・訪問等により催促しているため」、「任意の様式で督促文書を通知しているため」、「対応検討中」、「督促後 6 か月以内に裁判上の手続を行わなければならないから協議調整が必要となるため」、「一般債権と異なるため」、「来院時に督促しているため」、「誓約書及び納入通知書の受領書を徴しているため」及び「毎月定期的に電話連絡しているため」が各 1 件であった。

また、督促状を一部発している 5 件は、「債権の届出をしているものがあるため」及び「和解直前のみ発出しているため」が各 2 件、「納入期限前に分割納入の支払約束等があったものを除いているため」が 1 件であった。

表10 督促状の発出状況

	公債権				私債権		合計	
	強制徴収公債権	非強制徴収公債権	小計	債権数	構成比	債権数	構成比	
債権のすべてに発出している	4	3	7	6	13	13	12.6	
債権の一部に発出している	1	0	1	5	10.9	6	5.8	
発出していない	16	33	49	35	76.1	84	81.6	
合計	21	36	57	46	100.0	103	100.0	

(単位:件、%)

(参考)
自治法 第 231 条の 3 分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

自治令 第 171 条 普通地方公共団体の長は、債権(地方自治法第 231 条の 3 第 1 項に規定する歳入に係る債権を除く。)について、履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。

財務規則 第 73 条 } 8 ページの参考に記載。
第 308 条 }

(4) 延滞金等の徴収状況
平成20年度における延滞金等（下の参考を参照）の徴収状況は、表11のとおりとなっている。（複数回答）

- ア 強制徴収公債権に分類される債権については、徴収等及び減免が各1件、徴収不可が2件、徴収不能が15件、未徴収が3件となっている。
- イ 非強制徴収公債権に分類される債権については、徴収不可が7件、徴収不能が26件、未徴収が3件となっている。
- ウ 私債権に分類される債権については、徴収等が10件、減免が6件、徴収不可が41件、未徴収が7件となっている。
- エ 徴収不能の理由は、強制徴収公債権の15件及び非強制徴収公債権の26件はいずれも「督促状を发出していないため」となっている。
- オ 未徴収の理由は、強制徴収公債権の3件はすべて「元金が完済となっていないため」となっている。非強制徴収公債権の3件は「債権そのものも未収であるため」、「債務者の法人が既に清算終了しているため」及び「確定していないため」が各1件となっている。私債権の7件は「元金（主たる債権）が完済となっていないため」が6件、「延滞者の経営状況の悪化を考慮し、定期的な回収を確実に行うこととしていたため」が1件となっている。

表11 延滞金等の徴収状況 (単位:件)

	強制徴収公債権	非強制徴収公債権	私債権	合計
徴収等	1	0	10	11
減免	1	0	6	7
徴収不可	2	7	41	50
徴収不能	15	26	0	41
未徴収	3	3	7	13
免責	0	0	0	0
合計	22	36	64	122

注1 表の区分は次のとおりである。
徴収等：延滞金等を徴収したも又は元本若しくは延滞金等の金額が所定の金額に満たないため徴収しなかったもの
減免：条例等の規定に基づき延滞金等の全部又は一部を免除したも
徴収不可：制度上延滞金等の徴収を予定していないもの
徴収不能：督促をかけたことにより延滞金を徴収することができなかったもの
未徴収：延滞金等を徴収していないもの
免責：破産法等の規定により免責としたもの
注2 複数回答であるため、合計は債権の総数103件と一致しない。

(参考)
延滞金とは、債務者がその納入すべき期限を過ぎてもなおその債務を履行しない場合には、滞納処分に入る前提要件として、期限を指定してその納付を督促するのですが、その納期限を過ぎてもなお納付されない場合、条例の定めるところによって徴収する一種の制裁金をいいます。
地方公共団体の私法上の収入については、延滞金に見合うものとして、契約の定めるところにより違約金を徴収することができます。（「青森県財務質疑応答集」（青森県出納局編）より）

(5) 督促の実施状況
文書（督促状による督促を除く）、電話、面談、訪問による督促の実施状況（債権発生時から平成21年9月30日現在の状況）は、表12のとおりとなっている。

- ア 強制徴収公債権に分類される債権については、債務者全員に対し実施しているものが20件（95.2%）、実施していないものが1件（4.8%）となっている。実施していないものの理由は、「所在不明」となっている。
- イ 非強制徴収公債権に分類される債権については、債務者全員に対し実施しているものが35件（97.2%）、一部の債務者に対し実施しているものが1件（2.8%）となっている。一部の債務者に対し実施しているものの理由は、「所在不明」となっている。
- ウ 私債権に分類される債権については、債務者全員に対し実施しているものが41件（89.1%）、一部の債務者に対し実施しているものが1件（2.2%）、実施していないものが4件（8.7%）となっている。一部の債務者に対し実施しているものの理由は、「相続人調査を行っており、催促すべき相手が明確になっていないため」となっている。実施していないものの理由は、「破産手続の開始」が3件、「再生手続の中で処理することとしている」が1件となっている。

表12 督促の実施状況 (単位:件、%)

	強制徴収公債権		非強制徴収公債権		私債権		合計	
	債権数	構成比	債権数	構成比	債権数	構成比	債権数	構成比
債務者全員に対し実施している	20	95.2	35	97.2	41	89.1	96	93.2
一部の債務者に対し実施している	0	0.0	1	2.8	1	2.2	2	1.9
実施していない	1	4.8	0	0.0	4	8.7	5	4.9
合計	21	100.0	36	100.0	46	100.0	103	100.0

(6) 資力調査の実施状況
債務者の資力調査の実施状況（債権発生時から平成21年9月30日現在の状況）は、表13のとおりとなっている。

- ア 強制徴収公債権に分類される債権については、資力調査を要する案件がある7件のうち調査を要する案件のすべてについて実施しているものが4件（57.1%）、調査を要する案件の一部について実施しているものが1件（14.3%）、調査を要する案件はあるが実施していないものが2件（28.6%）となっている。
- イ 非強制徴収公債権に分類される債権については、資力調査を要する案件がある7件のうち調査を要する案件のすべてについて実施しているものが5件（71.4%）、調査を要する案件の一部について実施しているものが2件（28.6%）となっている。
- ウ 私債権に分類される債権については、資力調査を要する案件がある20件のうち調査を要する案件のすべてについて実施しているものが4件（20.0%）、調査を要する案件の一部について実施しているものが9件（45.0%）、調査を要する案件は実施していないものが7件（35.0%）となっている。
- エ 調査を要する案件の一部について実施しているものの理由は、強制徴収公債権の1件は「差押予告通知をした者を滞納処分の対象とし、資力調査を実施しているため」となっている。非強制徴収公債権の2件は「利用者及びその家族についての資産や生活の状況まで調査するのが困難」となっている。私債権の4件は「調査権限がなかったため、基本的に来院時相談、電話・訪問による督促の際に聴取」が2件、「納入を促す電話や手紙に不応答で資力調査ができないため」及び「利用者及びその家族についての資産や生活の状況まで調査するのが困難」が各1件となっている。
- オ 調査を要する案件はあるが実施していないものの理由は、強制徴収公債権の2件は「所在不明」及び「平成21年度に入り廃業の事実が判明したため」が各1件となっている。私債権の7件は「倒産又は実質倒産状態」が3件、「市町村に資産証明書を請求しても交付されず、調査方法の手段がない」が2件、「税外徴収であり調査権限がない」及び「収入はアルバイトのみで、預貯金がないとの申立てにより、現時点では実施していない」が各1件となっている。

表13 資力調査の実施状況

	強制徴収公債権		非強制徴収公債権		私債権		合計	
	債権数	構成比	債権数	構成比	債権数	構成比	債権数	構成比
調査を要する案件のすべてについて実施している	4	57.1	5	71.4	9	45.0	18	52.9
調査を要する案件の一部について実施している	1	14.3	2	28.6	4	20.0	7	20.6
調査を要する案件はあるが実施していない	2	28.6	0	0.0	7	35.0	9	26.5
小計	7	100.0	7	100.0	20	100.0	34	100.0
調査を要する案件なし	14	—	29	—	26	—	69	—
合計	21	—	36	—	46	—	103	—

（単位：件、％）

(7) 居所不明者調査の実施状況
居所不明者調査の実施状況（債権発生時から平成21年9月30日現在の状況）は、表14のとおりとなっている。

- ア 強制徴収公債権に分類される債権（8件）については、居所不明者調査を要する案件すべてについて調査を実施している。
- イ 非強制徴収公債権に分類される債権（10件）については、居所不明者調査を要する案件すべてについて調査を実施している。
- ウ 私債権に分類される債権については、居所不明者調査を要する案件がある22件のうち調査を要する居所不明者のすべてについて実施しているものが21件（95.5%）、調査を要する居所不明者の一部について実施しているものが1件（4.5%）となっている。
- エ 調査を要する居所不明者の一部について実施しているものの理由は、私債権の1件は「私法上の債権について戸籍法第10条の2第2項（下の参考を参照）が適用できるのが整理できておらず「一部未着手」となっている。

表14 居所不明者調査の実施状況

	強制徴収公債権		非強制徴収公債権		私債権		合計	
	債権数	構成比	債権数	構成比	債権数	構成比	債権数	構成比
調査を要する居所不明者のすべてについて実施している	8	100.0	10	100.0	21	95.5	39	97.5
調査を要する居所不明者の一部について実施している	0	0.0	0	0.0	1	4.5	1	2.5
調査を要する案件はあるが実施していない	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
小計	8	100.0	10	100.0	22	100.0	40	100.0
調査を要する案件なし	13	—	26	—	24	—	63	—
合計	21	—	36	—	46	—	103	—

（単位：件、％）

（参考）
戸籍法
第10条の2
2 前項の規定にかかわらず、国又は地方公共団体の機関は、法令の定める事務を遂行するために必要がある場合には、戸籍謄本等の交付の請求をすることができる。この場合において、当該請求の任に当たる権限を有する職員は、その官職、当該事務の種類及び根拠となる法令の条項並びに戸籍の記載事項の利用の目的を明らかにしてこれをしなければならない。

(8) 相続人調査の実施状況

相続人調査の実施状況（債権発生時から平成21年9月30日現在の状況）は、表15のとおりとなっている。

- ア 強制徴収公債権に分類される債権については、相続人調査を要する案件がある3件のうち調査を要する案件のすべてについて実施しているものが1件（33.3%）、調査を要する案件はあるが実施していないものが2件（66.7%）となっている。
- イ 非強制徴収公債権に分類される債権については、相続人調査を要する案件がある9件とも調査をすべて実施している。
- ウ 私債権に分類される債権については、相続人調査を要する案件がある13件のうち調査を要する案件のすべてについて実施しているものが9件（69.2%）、調査を要する案件の一部について実施しているものが3件（23.1%）、調査を要する案件はあるが実施していないものが1件（7.7%）となっている。
- エ 調査を要する案件の一部について実施しているものの理由は、私債権の3件は「私法上の債権について戸籍法第10条の2第2項が適用できるのか整理できておらず一部未着手」、「新たに発生した債権であるため」及び「来院時相談、電話・訪問による督促の際に聴取」が各1件となっている。
- オ 調査を要する案件はあるが実施していないものの理由は、強制徴収公債権の2件は「所在不明」、「平成21年度に入り本人が死亡したことが確認されたため、必要な手続を検計中」となっている。私債権の1件は「借主死亡により調査すべき案件はあるが、事務処理が追いつかない」となっている。

表15 相続人調査の実施状況

	強制徴収公債権		非強制徴収公債権		私債権		合計	
	債権数	構成比	債権数	構成比	債権数	構成比	債権数	構成比
調査を要する案件のすべてについて実施している	1	33.3	9	100.0	9	69.2	19	76.0
調査を要する案件の一部について実施している	0	0.0	0	0.0	3	23.1	3	12.0
調査を要する案件はあるが実施していない	2	66.7	0	0.0	1	7.7	3	12.0
小計	3	100.0	9	100.0	13	100.0	25	100.0
調査を要する案件なし	18	—	27	—	33	—	78	—
合計	21	—	36	—	46	—	103	—

(単位:件、%)

(9) 滞納処分又は強制執行等の実施状況

滞納処分又は強制執行等は、督促や催促に応じなかった場合に強制的に債権を回収するための手段で、強制徴収公債権の場合は一定の要件に該当する場合を除き滞納処分をすることができるとされている（自治令231の3Ⅲ等）。

非強制徴収公債権及び私債権の場合は一定の要件に該当する場合を除き強制執行等の措置をとらなければならない（自治令171の2）とされている。

強制執行等の措置は、担保の付されている債権は担保権（抵当権）の実行、保証人の保証がある債権は保証人に対する履行の請求、債務名義のある債権は強制執行の手続、それ以外の債権は訴訟手続による履行の請求による（自治令171の2）とされている。

ア 滞納処分（差押え等）の実施状況

滞納処分の実施状況（債権発生時から平成21年9月30日現在の状況）は、表16-1のとおりとなっている。

- (7) 強制徴収公債権に分類される債権で、滞納処分を実施しているのは該当する案件がある5件のうち該当する案件のすべてについて実施しているものが1件（20.0%）、該当する案件の一部について実施しているもの及び該当する案件はあるが実施していないものが各2件（各40.0%）となっている。
- (1) 該当する案件の一部について実施しているもの2件の理由は、「財産搜索、換価価値を検討中のものがあり」及び「預貯金の残高不足及び勤務先不明等」が各1件となっている。
- (4) 該当する案件はあるが実施していないもの2件の理由は、「所在不明」となっている。

表16-1 滞納処分の実施状況

	強制徴収公債権	
	債権数	構成比
該当する案件のすべてについて実施している	1	20.0
該当する案件の一部について実施している	2	40.0
該当する案件はあるが実施していない	2	40.0
小計	5	100.0
該当する案件なし	16	—
合計	21	—

(単位:件、%)

イ 担保権（抵当権）実行の実施状況
担保権（抵当権）実行の実施状況（債権発生時から平成21年9月30日現在の状況）は、表16-2のとおりとなっている。

- (ウ) 私債権に分類される債権で、担保権（抵当権）を実行しているのは該当する案件がある2件のうち該当する案件の一部について実施しているもの及び該当する案件はあるが実施していないものが各1件（各50.0%）となっている。
- (イ) 該当する案件の一部について実施しているもの1件の理由は、「事業継続等により支払意思がある、又は当初分納を約束していたため」となっている。
- (ウ) 該当する案件はあるが実施していないもの1件の理由は、「事業継続により支払意思があるため」となっている。

表16-2 担保権（抵当権）実行の実施状況（単位：件、%）

	私債権	
	債権数	構成比
該当する案件のすべてについて実施している	0	0.0
該当する案件の一部について実施している	1	50.0
該当する案件はあるが実施していない	1	50.0
小計	2	100.0
該当する案件なし	2	—
合計	4	—

注：債権数の合計は、私債権46件のうち担保権（抵当権）を設定しているものの件数である。

ウ 保証人履行請求の実施状況
保証人に対する履行請求の実施状況（債権発生時から平成21年9月30日現在の状況）は、表16-3のとおりとなっている。

- (ウ) 私債権に分類される債権については、該当する案件のすべてについて実施しているものが4件（44.4%）、該当する案件の一部について実施しているものが3件（33.3%）、該当する案件はあるが実施していないものが2件（22.2%）となっている。
- (イ) 該当する案件の一部について実施しているもの3件の理由は、「債権の届出を実施」が2件、「要綱上、保証人への請求は対象者本人に返還意思がない場合としており、本人の納入意思の確認に時間を要しているため」が1件となっている。
- (ウ) 該当する案件はあるが実施していないもの2件の理由は、「本来、借主及び連帯借主に償還指導を行い、その後保証人に履行請求すべきと思うが、借主等に対する償還指導も十分でない状況であるため」及び「電話や来所面談により請求した事例はあるが、文書による履行請求は行っていない」が各1件となっている。

表16-3 保証人履行請求の実施状況（単位：件、%）

	私債権	
	債権数	構成比
該当する案件のすべてについて実施している	4	44.4
該当する案件の一部について実施している	3	33.3
該当する案件はあるが実施していない	2	22.2
小計	9	100.0
該当する案件なし	10	—
合計	19	—

注：債権数の合計は、私債権46件のうち保証人を付しているものの件数である。

エ 強制執行の実施状況
強制執行の実施状況（債権発生時から平成21年9月30日現在の状況）は、表16-4のとおりとなっている。
非強制徴収公債権に分類される債権について、強制執行を実施しているものは1件となっている。

表16-4 強制執行の実施状況（単位：件、%）

	非強制徴収公債権		私債権		合計	
	債権数	構成比	債権数	構成比	債権数	構成比
該当する案件のすべてについて実施している	1	100.0	0	—	1	100.0
該当する案件の一部について実施している	0	0.0	0	—	0	0.0
該当する案件はあるが実施していない	0	0.0	0	—	0	0.0
小計	1	100.0	0	—	1	100.0
該当する案件なし	35	—	46	—	81	—
合計	36	—	46	—	82	—

ナ 支払督促申立ての実施状況

支払督促申立て(下の参考を参照)の実施状況(債権発生時から平成21年9月30日現在の状況)は、表16-5のとおりとなっている。

- (ア) 非強制徴収公債権に分類される債権については、支払督促の申立てを要する案件1件が該当する案件のすべてについて支払督促の申立てを実施している。
- (イ) 私債権に分類される債権については、支払督促の申立てを要する案件がある2件のうち該当する案件のすべてについて実施しているもの及び該当する案件の一部について実施しているものが各1件(各50.0%)となっている。
- (ロ) 該当する案件の一部について実施しているものの理由は、私債権の1件は「特に悪質と思われる者」に実施している」となっている。

表16-5 支払督促申立ての実施状況

	非強制徴収公債権		私債権		合計	
	債権数	構成比	債権数	構成比	債権数	構成比
該当する案件のすべてについて実施している	1	100.0	1	50.0	2	66.7
該当する案件の一部について実施している	0	0.0	1	50.0	1	33.3
該当する案件はあるが実施していない	0	0.0	0	0.0	0	0.0
小計	1	100.0	2	100.0	3	100.0
該当する案件なし	35	—	44	—	79	—
合計	36	—	46	—	82	—

(単位:件、%)

(参考)

支払督促申立て

債権者の申立てに基づき簡易裁判所の書記官が書類の審査だけで支払督促を発する手続であり、債務名義を簡易に入手するための手続である。(自治体のための債権管理マニュアル)(ぎょうせい)より)

カ 訴訟(給付の訴えの提起)の実施状況

訴訟(給付の訴えの提起)の実施状況(債権発生時から平成21年9月30日現在の状況)は、表16-6のとおりとなっている。

非強制徴収公債権36件及び私債権46件のいずれも、訴訟(給付の訴えの提起)を実施しているものはなしとなっている。

表16-6 訴訟(給付の訴えの提起)の実施状況

	非強制徴収公債権		私債権		合計	
	債権数	構成比	債権数	構成比	債権数	構成比
該当する案件のすべてについて実施している	0	—	0	—	0	—
該当する案件の一部について実施している	0	—	0	—	0	—
該当する案件はあるが実施していない	0	—	0	—	0	—
小計	0	—	0	—	0	—
該当する案件なし	36	—	46	—	82	—
合計	36	—	46	—	82	—

(単位:件、%)

(10) その他の保全措置の状況

ア 履行期限繰上げの実施状況

履行期限を繰り上げることができる理由（下の参考を参照）が生じたときは、一定の要件に該当する場合その他特に支障があると認められる場合を除き、遅滞なく、債務者に対し、履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならぬとされている（自治令 171 の 3、財務規則 311）。

履行期限繰上げの実施状況（債権発生時から平成 21 年 9 月 30 日現在の状況）は、表 17-1 のとおりとなっている。

(7) 強制徴収公債権 21 件及び非強制徴収公債権 36 件のいずれも該当する案件なしとなっている。

(4) 私債権に分類される債権については、履行期限の繰上げを要する 4 件のうち該当する案件のすべてについて実施しているものが 3 件（75.0%）、該当する案件はあるが実施していないものが 1 件（25.0%）となっている。

(9) 該当する案件はあるが実施していないものの 1 件の理由は、「延滞者の漁業の継続が回収する上で有利であると認められる」となっている。

表17-1 履行期限繰上げの実施状況

	強制徴収公債権		非強制徴収公債権		私債権		合計	
	債権数	構成比	債権数	構成比	債権数	構成比	債権数	構成比
該当する案件のすべてについて実施している	0	—	0	—	3	75.0	3	75.0
該当する案件の一部について実施している	0	—	0	—	0	0.0	0	0.0
該当する案件はあるが実施していない	0	—	0	—	1	25.0	1	25.0
小計	0	—	0	—	4	100.0	4	100.0
該当する案件なし	21	—	36	—	42	—	99	—
合計	21	—	36	—	46	—	103	—

（単位：件、％）

（参考）

履行期限を繰り上げることができる理由

1 契約に基づく場合

契約書に、「甲は、乙が契約の定めに従わないとき、又は弁済を怠ったときは、債権の全部又は一部について、履行期限を繰り上げることができる。」のような、履行期限の繰上げ条項を設けたとき。

2 法令に基づく場合

- ① 債務者が破産手続開始の決定を受けたとき。（民法137）
- ② 債務者が担保を滅失させ、損傷させ、又は減少したとき。（民法137）
- ③ 債務者が担保を提供する義務を怠ったとき。（民法137）
- ④ 債務者が死亡し、限定承認があったとき。（民法930）
- ⑤ 債務者が死亡し、相続財産の分離が行われたとき。（民法947）
- ⑥ 債務者が死亡し、相続財産法人が成立して相続人の不存在が明らかになったとき。（民法957）
- ⑦ 会社が解散したとき（会社法5011）

イ 債権申出の実施状況

債務者が強制執行又は破産手続開始の決定を受けたこと等を知った場合（下の参考を参照）において、債権者として配当要求その他債権の申出をすることができるときは、直ちにそのための措置をとらなければならない（自治令 171 の 41）とされている。債権申出の実施状況（債権発生時から平成 21 年 9 月 30 日現在の状況）は、表 17-2 のとおりとなっている。

強制徴収公債権に分類される債権（1 件）、非強制徴収公債権に分類される債権（2 件）及び私債権に分類される債権（8 件）とも、該当する案件のすべてについて債権申出を実施している。

表17-2 債権申出の実施状況

	強制徴収公債権		非強制徴収公債権		私債権		合計	
	債権数	構成比	債権数	構成比	債権数	構成比	債権数	構成比
該当する案件のすべてについて実施している	1	100.0	2	100.0	8	100.0	11	100.0
該当する案件の一部について実施している	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
該当する案件はあるが実施していない	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
小計	1	100.0	2	100.0	8	100.0	11	100.0
該当する案件なし	20	—	34	—	38	—	92	—
合計	21	—	36	—	46	—	103	—

（単位：件、％）

（参考）

次に掲げる理由が生じたことを知った場合において、法令の規定により果が債権者として配当要求その他債権の申出をすることができるときは、直ちに、そのための措置をとらなければならない。（財務規則 312）

- ① 債務者が強制執行を受けたこと。
- ② 債務者が租税その他の公課について滞納処分を受けたこと。
- ③ 債務者の財産について競売の開始があつたこと。
- ④ 債務者が破産手続開始の決定を受けたこと。
- ⑤ 債務者の財産について企業担保権の実行手続の開始があつたこと。
- ⑥ 債務者である法人が解散したこと。
- ⑦ 債務者について相続の開始があつた場合において、相続人が限定承認したること。
- ⑧ 第4号から前号までに定める場合のほか、債務者の総財産についての清算が開始されたこと。

ウ 時効中断措置（一部弁済、債務承認書の徴収）の実施状況

所掌する債権が時効によって消滅することとなるおそれがあるときは、時効を中断するため必要な措置をとらなければならない（財務規則 313Ⅱ）とされている。時効中断の措置である一部弁済及び債務承認書の徴収の実施状況（債権発生時から平成 21 年 9 月 30 日現在の状況）は、表 17-3 のとおりとなっている。

- (ア) 強制徴収公債権に分類される債権については、時効中断措置を要する 16 件のうち該当する案件のすべてについて実施しているものが 11 件（68.8%）、該当する案件の一部について実施しているものが 4 件（25.0%）、該当する案件はあが実施していないものが 1 件（6.3%）となっている。
- (イ) 非強制徴収公債権に分類される債権については、時効中断措置を要する 17 件のうち該当する案件のすべてについて実施しているものが 9 件（52.9%）、該当する案件はあが実施していないものが 1 件（5.9%）となっている。
- (ロ) 私債権に分類される債権については、時効中断措置を要する 24 件のうち該当する案件のすべてについて実施しているものが 9 件（37.5%）、該当する案件の一部について実施しているものが 14 件（58.3%）、該当する案件はあが実施していないものが 1 件（4.2%）となっている。
- (ハ) 該当する案件の一部については、強制徴収公債権 4 件、非強制徴収公債権 9 件及び私債権 14 件はいずれも「納入可能な者から一部弁済を得ている」となっている。
- (ニ) 該当する案件はあが実施していない理由は、強制徴収公債権の 1 件は「所在不明」となっている。非強制徴収公債権の 1 件は「債務者と直接連絡がつかずらしい状況にある」となっている。私債権の 1 件は「電話・訪問などにより催促している」となっている。

表 17-3 時効中断措置（一部弁済、債務承認書の徴収）の実施状況 (単位:件、%)

	強制徴収公債権		非強制徴収公債権		私債権		合計	
	債権数	構成比	債権数	構成比	債権数	構成比	債権数	構成比
該当する案件のすべてについて実施している	11	68.8	7	41.2	9	37.5	27	47.4
該当する案件の一部について実施している	4	25.0	9	52.9	14	58.3	27	47.4
該当する案件はあが実施していない	1	6.3	1	5.9	1	4.2	3	5.3
小計	16	100.0	17	100.0	24	100.0	57	100.0
該当する案件なし	5	—	19	—	22	—	46	—
合計	21	—	36	—	46	—	103	—

(11) 滞納処分停止又は徴収停止等の状況

ア 滞納処分停止の状況

強制徴収公債権については、滞納者につき、下の参考のいずれかに該当する事実があると認めるときは、滞納処分の執行を停止することができる（地方税法 15 の 71、国税徴収法 153Ⅰ）とされている。

滞納処分停止の状況（債権発生時から平成 21 年 9 月 30 日現在の状況）は、表 18-1 のとおりとなっている。

強制徴収公債権に分類される債権 21 件のうち、滞納処分の執行を停止しているものは 1 件となっている。

表 18-1 滞納処分停止の状況 (単位:件、%)

	強制徴収公債権	
	債権数	構成比
該当する案件のすべてについて実施している	1	100.0
該当する案件の一部について実施している	0	0.0
該当する案件はあが実施していない	0	0.0
小計	1	100.0
該当する案件なし	20	—
合計	21	—

(参考)

- ① 滞納処分をすることができる財産がないとき。
- ② 滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。
- ③ その所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき。

イ 徴収停止の状況

非強制徴収公債権及び私債権については、履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、下の参考のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難又は不相当であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる（自治令171の5）とされている。

徴収停止の状況（債権発生時から平成21年9月30日現在の状況）は、表18-2のとおりとなっている。

非強制徴収公債権36件及び私債権46件のいずれも、徴収停止を実施しているものはないとなっている。

表18-2 徴収停止の状況

	非強制徴収公債権		私債権		合計	
	債権数	構成比	債権数	構成比	債権数	構成比
該当する案件のすべてについて実施している	0	—	0	—	0	—
該当する案件の一部について実施している	0	—	0	—	0	—
該当する案件はあるが実施していない	0	—	0	—	0	—
小計	0	—	0	—	0	—
該当する案件なし	36	—	46	—	82	—
合計	36	—	46	—	82	—

（単位：件、％）

（参考）

- ① 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるとき
- ② 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるときその他これに類するとき
- ③ 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき

ウ 履行延期の特約等の実施状況

非強制徴収公債権及び私債権については、下の参考のいずれかに該当する場合においては、履行期限を延長する特約等を行うことができる（自治令171の6）とされている。

履行延期の特約等の実施状況（債権発生時から平成21年9月30日現在の状況）は、表18-3のとおりとなっている。

(7) 非強制徴収公債権に分類される債権については、履行延期の特約等を要する案件1件が該当する案件のすべてについて履行延期の特約等を実施している。

(4) 私債権に分類される債権については、履行延期の特約等を要する案件4件すべてが該当する案件の一部について履行延期の特約等を実施している。

(9) 該当する案件の一部について実施しているもの理由は、私債権の4件は「誓約書を交わし分割納付に応じた者に実施している」及び「履行延期特約等を実施するべきかどうかについて、対象者の状況を把握している段階であるため」が各1件となっている。

表18-3 履行延期の特約等の実施状況

	非強制徴収公債権		私債権		合計	
	債権数	構成比	債権数	構成比	債権数	構成比
該当する案件のすべてについて実施している	1	100.0	0	0.0	1	20.0
該当する案件の一部について実施している	0	0.0	4	100.0	4	80.0
該当する案件はあるが実施していない	0	0.0	0	0.0	0	0.0
小計	1	100.0	4	100.0	5	100.0
該当する案件なし	35	—	42	—	77	—
合計	36	—	46	—	82	—

（単位：件、％）

（参考）

- ① 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき
- ② 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき
- ③ 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき
- ④ 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき
- ⑤ 貸付金に係る債権について、債務者が当該貸付金の使途に従って第三者に貸付けを行なった場合において、当該第三者に対する貸付金に關し、①から④までの一に該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき

エ 免除の実施状況

非強制徴収公債権及び私債権については、債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約等をした債権について、当初の履行期限（当初の履行期限後に履行延期の特約等をした場合は、最初に履行延期の特約等をした日）から 10 年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができない見込みがないと認められるときは、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる（自治令 171 の 7）とされている。

免除の実施状況（債権発生時から平成 21 年 9 月 30 日現在の状況）は、表 18-4 のとおりとなっている。

非強制徴収公債権 36 件及び私債権 46 件のいずれも、免除を実施しているものはなしとなっている。

表18-4 免除の実施状況

	非強制徴収公債権		私債権		合計	
	債権数	構成比	債権数	構成比	債権数	構成比
該当する案件のすべてについて実施している	0	—	0	—	0	—
該当する案件の一部について実施している	0	—	0	—	0	—
該当する案件は実施していない	0	—	0	—	0	—
小計	0	—	0	—	0	—
該当する案件なし	36	—	46	—	82	—
合計	36	—	46	—	82	—

(単位:件、%)

(12) 不納欠損処分の状況

不納欠損処分は、既に測定された歳入が徴収し得なくなったことを表示する決算上の取扱い（行政実例昭 27.6.12 地自行発 161 行政課長回答）であり、平成 20 年度における不納欠損処分の理由別の状況は、表 19 のとおりとなっている。

ア 強制徴収公債権に分類される債権については、消滅時効完成が 830 件、9,116 千円、破産法等による免責が 53 件、24,758 千円となっている。

イ 非強制徴収公債権に分類される債権については、消滅時効完成が 80 件、14,191 千円となっている。

ウ 私債権に分類される債権については、権利の放棄が 39 件、43,126 千円、消滅時効完成が 238 件、10,826 千円、破産法等による免責が 220 件、9,702 千円となっている。

表19 不納欠損処分の状況

不納欠損の理由	強制徴収公債権		非強制徴収公債権		私債権		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
権利の放棄	0	0	0	0	39	43,126	39	43,126
債権の免除	0	0	0	0	0	0	0	0
消滅時効完成	830	9,116	80	14,191	238	10,826	1,148	34,133
滞納処分停止後3年の経過	0	0	0	0	0	0	0	0
法人の清算終了	0	0	0	0	0	0	0	0
破産法等による免責	53	24,758	0	0	220	9,702	273	34,460
合計	883	33,874	80	14,191	497	63,654	1,460	111,720

(単位:件、千円)

注 表中の件数は、各債権中に含まれる未収金の件数である。

第4 実地監査の結果

実地監査をした18機関(43債権)に対して、監査調査記載事項の確認に加えて、私債権で消滅時効期間が経過しているものの取扱状況等について補足的に確認をした。

1 私債権で消滅時効期間が経過しているものの取扱状況

私債権で消滅時効期間が経過しているもの(平成21年9月30日現在)の取扱状況について確認した結果は、以下のとおりとなっている。

1 機関において、私債権で消滅時効期間が経過しているものに対する催告書に、未納分を納付するか時効を援用するか意向確認書及び時効援用申立書を添付しているものがみられた。

2 債権管理員の引継ぎ状況

債権管理員に異動があった場合、引継書を作成し、後任の債権管理員に引渡ししなければならぬ(財務規則305)とされている。

債権管理員の引継ぎ状況は、表20のとおりとなっている。

(1) 引継書の作成状況

債権管理員の異動による引継書の様式(財務規則の運用305条関係)を使用しているものが2機関、5件(11.6%)、同様式によらずに事務引継書の様式(青森県職員服務規程15号様式)を使用しているものが16機関、38件(88.4%)となっている。

表20 引継書の作成状況

		(単位:件、%)	
	債権数	構成比	
債権管理員の異動による引継書の様式	5	11.6	
事務引継書の様式	38	88.4	
合計	43	100.0	

(2) 引継書に添付する書類の状況

引継書には、債権管理現計書及び担保等に関する調書を添付することとなっている(財務規則の運用305条関係)が、実地監査をした18機関すべてにおいて添付しているものはなしとなっている。

3 一部弁済時の時効中断措置の状況

児童保護措置費自己負担金や県営住宅の家賃などにおいて、1人の滞納者が発生時期の異なる複数の債務を有している場合で、一部弁済があったときにすべての債権に対して時効中断が及ぶ措置をとっているかどうか(債権発生時から平成21年9月30日現在の状況)を確認した結果は、以下のとおりとなっている。

(一部弁済時の時効中断については、財務規則の運用において、下の参考のとおり定められている。)

(1) 実地監査をした18機関(43債権)のうち、1人の滞納者が発生時期の異なる複数の債務を有しているものがある16機関(30債権)において、一部についての徴収が全債務についての時効中断事由となるよう考慮がはらわれているものはみられなかった。

(2) なお、16機関(30債権)のうち、充当した債権以外の債権の時効が中断しないため、公債権において、消滅時効が完成したものが一部みられた。

(参考)

「一部弁済の場合にもそれが全債権の一部弁済であると認められるときは、債務承認として時効中断の事由となるので、滞納金の徴収に当たっては、その一部についての徴収が全債務についての中断事由となるよう考慮をばらうこと」(財務規則の運用313条関係)

第5 改善等を要する事項

監査対象機関 47 機関について書類監査を行い、さらに 18 機関を対象として実地監査を行った結果、改善を要する事項、検討を要する事項及び要望する事項として取り上げるものは、以下のとおりである。

1 債権管理体制について

(1) 職員研修の充実について

【監査結果】(7 ページを参照)

債権の管理事務に関する職場内研修及び他機関等の主催する研修への参加のいずれも実施していないものが監査対象とした全 103 債権のうち 63 件 (61.2%) あった。

【要望事項】

継続的に未収金が発生するなど、適切な債権管理が求められる機関においては、債権管理に係る職員研修の一層の充実に努めるよう要望する。

(2) 債権管理マニュアル等の整備について

【監査結果】(8 ページを参照)

マニュアル等を整備している 59 件の中には、納期限を過ぎた者に対する手続が督促条例等に準じた督促手続になっておらず、催告書等による対応を規定しているものが 49 件みられた。

【検討事項】

該当する機関にあっては、督促条例等の規定と整合性を図る必要がないか検討を要するものがある。

【検討を求める機関：別表 3 に掲げる 15 機関 (49 債権)】

※ 検討を求める機関は別表 3 のとおりであるが、マニュアル等の作成機関が本庁の所管課である債権にあっては、マニュアル等の作成機関において対応する必要がある。

(3) 適切な債権管理体制について

【監査結果】(18 及び 21 ページを参照)

相続人調査及び保証人に対する履行請求が実施されていない理由として、「借主死亡により調査すべき案件はあるが、事務処理が追いつかない」、「本来、借主及び連帯借主に償還指導を行い、その後保証人に履行請求すべきと思うが、借主等に対する償還指導も十分できない状況にあるため」というものがみられた。

【改善事項】

該当する機関にあっては、債権管理事務が一部停滞していることから、適切な債権管理体制となるように見直す必要がある。

【改善を求める機関：別表 4 に掲げる 1 機関 (1 債権)】

2 債権管理事務について

(1) 私債権で消滅時効期間が経過しているものの取扱いについて

【監査結果】

ア 私債権で消滅時効期間が経過しているものが、245 人、4,089 件、189,311 千円あった。(4 及び 5 ページを参照)

イ 実地監査をした 18 機関のうち 1 機関において、私債権で消滅時効期間が経過しているものに対する催告書に、未納分を納付するか時効を援用するか意向確認書及び時効援用申立書を添付しているものがみられた。(32 ページを参照)

【検討事項】

ア 私債権で、債務者の時効の援用がないため時効は成立していないものの、消滅時効期間が経過しているものがみられたので、その経緯及び要因を検証し、今後の適切な取扱いを検討する必要がある。

イ 債務者に時効援用の意向を確認していた機関にあっては、時効援用の意向確認をすることの妥当性を関係機関と協議の上、今後の適切な取扱いを検討する必要がある。

【検討を求める機関：別表 5 に掲げる 13 機関 (15 債権) (アについて)、別表 6 に掲げる 1 機関 (1 債権) (イについて)】

(2) 督促状の発出について

【監査結果】(12 及び 13 ページを参照)

ア 公債権に分類された 57 件のうち督促状をすべて発しているものは 7 件 (12.3%)、一部についてのみ発しているものは 11 件 (1.8%)、全く発していないものは 49 件 (86.0%)、私債権に分類された 46 件のうち督促状をすべて発しているものは 6 件 (13.0%)、一部についてのみ発しているものは 5 件 (10.9%)、全く発していないものは 35 件 (76.1%) となっていた。

イ 督促状を発していない理由は、「債務者が低所得者又は生活困窮者であるため」が最も多く、その他少数ではあるが「金額が少ないから」、「年に 1 度催告状を发出しているため」及び「電話・訪問等により催促しているため」等がみられた。

【検討事項】

督促については、自治法第 231 条の 3 第 1 項の歳入に係る債権は財務規則第 73 条により、自治令第 171 条に係る債権は同規則第 308 条に基づいて督促状を発することとされていることから、督促状を発していない債権についてはその是非を検討し、必要に応じて適切に対応する必要がある。

【検討を求める機関：別表 7 に掲げる 38 機関 (90 債権)】

(3) 債権管理員の引継ぎについて

【監査結果】(32ページを参照)

ア 債権管理員の異動による引継書の様式(財務規則の運用第305条関係)によらずに事務引継書の様式(青森県職員服務規程第15号様式)を使用しているものが16機関、38件(88.4%)あった。

イ 引継書には、債権管理現計書及び担保等に関する調査を引継書に添付することとなっている(財務規則の運用第305条関係)が、実地監査をした18機関すべてにおいて添付していなかった。

【改善事項】

債権管理員の異動による引継書の様式(財務規則の運用第305条関係)を使用しておらず、また、債権管理員の引継書に、債権管理現計書及び担保等に関する調査を添付していない機関にあつては、財務規則に従った取扱いを徹底する必要がある。

【改善を求める機関：別表8に掲げる16機関(引継書の様式について)、別表9に掲げる18機関(引継書の添付書類について)】

(4) 一部弁済時の時効中断措置について

【監査結果】(33ページを参照)

実地監査をした18機関(43債権)のうち、1人の滞納者が発生時期の異なる複数の債務を有しているものがある16機関(30債権)において、一部についての徴収が全債務についての時効中断事由となるよう考慮がはらわれているものはみられなかった。

【改善事項】

該当する機関にあつては、財務規則の運用第313条関係を参考に、一部弁済の場合にもそれが全債権の一部弁済であると認められるときは、債務承認として時効中断の事由となるので、一部弁済に係る時効中断の措置を適切に講じるよう努める必要がある。

【改善を求める機関：別表10に掲げる16機関(30債権)】

3 総括

(1) 税外未収金の過去5年間の推移をみるに、年々増加しており、平成20年度の決算額約204億円は、平成16年度の約20億円の約10倍に膨らんでいる。

(2) 財政環境が依然として厳しい中であつて、これの縮減及び公平・公正で適切な債権管理は極めて重要である。

(3) 今回、税外未収金に係る債権について、その管理状況を監査したところ、その一部において改善等を要する事項がみられたので、こうした事案については速やかな対応を強く求めるものである。

(4) 監査委員としては、今後とも税外未収金の規模及び債権管理状況の推移を慎重に検証していくこととしており、関係機関の管理・監督者をはじめ、職員一人ひとりが債権管理の重要性をしっかりと認識し、必要に応じて関係機関との連携を図りながら、適切な債権管理に努めるよう強く要望する。

(5) 終わりに、特定行政監査の実施に際して、協力いただいた監査対象機関に感謝申し上げます。

別表1 監査対象機関（一般会計・特別会計・公営企業会計別）

【一般会計】（県税及び県税に伴う諸収入金を除く。）

No.	部局名(機関数)	機関名	債権数	平成20年度末収金	(単位:円)
1	総務部(2)	総務庁事課 財産管理課	1 1	36,621,946 334,586	
2	計		2	36,956,532	
3	企画政策部(1)	東青地域県民局地域連携部	1	57	
4	環境生活部(2)	環境政策課 環境再生対策室	1 1	191,502,105 12,758,490,307	
5	計		2	12,949,992,412	
6	健康福祉部(10)	健康福祉政策課 医療業務課 障害福祉課 障害福祉課 障害福祉課 障害福祉課 障害福祉課 障害福祉課 障害福祉課 障害福祉課 障害福祉課	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	66,828 2,942,600 12,771,060 17,225,560 57,805,607 53,961,675 39,811,069 42,395,126 11,461,873 24,600	
7	計		11	238,465,998	
16	商工労働部(3)	工業振興課 新産業創造課 観光企画課	1 1 1	23,296,295 3,458 292,500	
17	計		3	23,592,253	
19	農林水産部(6)	林政課 農村整備課 農村整備課 農村整備課 農村整備課 農村整備課	1 1 1 1 1 1	5,815,248 8,128,919 22,374 379,547 10,838,424 165,739	
20	計		6	25,350,251	
21	計		8	609,155	
22	計		5	97,075,488	
23	計		4	39,935,645	
24	計		3	37,878,278	
25	計		4	5,810,354	
26	計		4	645,817	
27	計		2	326,859	
28	計		23	182,281,596	
29	計		1	186,400	
30	計		1	21,650	
31	計		1	97,848	
32	計		1	737,643	
33	計		1	69,300	
34	計		1	178,200	
35	計		1	247,500	
36	計		7	1,538,541	
37	計		1	67,394	
38	計		1	4,991,000	
39	警察本部(2)	会計課 交通指導課	1 1	5,058,394	
40	計		2	13,463,236,034	
	一般会計合計(40)		80		

【特別会計】

(単位:円)

No.	部局名	課・公所名	債権数	収入未済額	(単位:円)
41	健康福祉部(青森県民局)	障害福祉課	2	2,940,329	
42	不自由児施設特別会計	青森県立あすなろ医療療育センター 青森県立さわらび医療療育センター	3 2	917,795 43,400	
	計		7	3,901,524	
	東青地域県民局地域整備部		1	785,112	
	整備事業特別会計		1	558,168	
	計		2	1,343,280	
	東土整備部(青森県)	東土地域県民局地域整備部	1	21,440,074	
	道事業特別会計				
	計		1	21,440,074	
	健康福祉部(青森県母子寡婦福祉資金特別会計)	東青地域県民局地域健康福祉部 中南部地域県民局地域健康福祉部 三八地域県民局地域健康福祉部 三八地域県民局地域健康福祉部 三八地域県民局地域健康福祉部 三八地域県民局地域健康福祉部 三八地域県民局地域健康福祉部 三八地域県民局地域健康福祉部 三八地域県民局地域健康福祉部 三八地域県民局地域健康福祉部	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	21,440,074 11,966,948 95,773,691 40,161,280 8,942,142 35,977,637 23,584,535 216,406,233	
	計		10	216,406,233	
43	商工労働部(青森県小規模企業者等設備導入資金特別会計)	商工政策課	2	6,027,756,371	
	計		2	6,027,756,371	
44	農林水産部(青森県農業改良資金特別会計)	団体経営改善課	1	212,173,070	
	計		1	212,173,070	
	農林水産部(青森県林業・木材産業改善資金特別会計)	団体経営改善課	1	160,125,314	
	計		1	160,125,314	
45	農林水産部(青森県沿岸漁業改善資金特別会計)	水産振興課	1	684,448	
	計		1	684,448	
	特別会計合計(5)		21	6,643,830,314	

【公営企業会計】(過年度未収金のみ)

(単位:円)

No.	部局名	課・公所名	債権数	収入未済額	(単位:円)
46	病院局(2)	青森県立中央病院(過年度医業未収金) 青森県立つしが丘病院(過年度医業未収金)	1 1	274,065,760 11,145,543	
47	公営企業会計合計(2)		2	285,211,303	

総計 47機関 103債権

別表2 監査対象債権(強制徴収公債権・非強制徴収公債権・私債権別)

(単位:円)

債権分類	No.	債権名	機関名	債権の概要	平成20年度末 未収金	
強制徴収公債権(21件)	1	行政(執行)費用徴収金	環境政策課	産業廃棄物不法投棄事案における(執行)経費	191,502,105	
	2	行政(執行)費用徴収金	児童厚生対策室	産業界薬物不法投棄事案における(執行)経費	12,758,490,307	
	3	未熟児童育医療給付費自己負担金	東青地城県民局地域健康福祉部(保健総室)	母子保健法に基づき「養育医療費の一部負担金未納に係る債権(養育医療負担金)」	10,800	
	4	未熟児童育医療給付費自己負担金	中野地城県民局地域健康福祉部(保健総室)	母子保健法に基づき「養育医療費の一部負担金未納に係る債権(養育医療負担金)」	53,397	
	5	未熟児童育医療給付費自己負担金	三入地城県民局地域健康福祉部(保健総室)	母子保健法に基づき「養育医療費の一部負担金未納に係る債権(養育医療負担金)」	181,407	
	6	未熟児童育医療給付費自己負担金	上北地城県民局地域健康福祉部(保健総室)	母子保健法に基づき「養育医療費の一部負担金未納に係る債権(養育医療負担金)」	62,840	
	7	児童保護措置費自己負担金	東青地城県民局地域健康福祉部(保健総室)	児童福祉法に基づき「児童保護費の一部負担金未納に係る債権(児童保護費負担金)」	5,221,056	
	8	児童保護措置費自己負担金	中野地城県民局地域健康福祉部(保健総室)	児童福祉法に基づき「児童保護費の一部負担金未納に係る債権(児童保護費負担金)」	9,044,940	
	9	児童保護措置費自己負担金	三入地城県民局地域健康福祉部(保健総室)	児童福祉法に基づき「児童保護費の一部負担金未納に係る債権(児童保護費負担金)」	3,190,020	
	10	児童保護措置費自己負担金	西北地城県民局地域健康福祉部(保健総室)	児童福祉法に基づき「児童保護費の一部負担金未納に係る債権(児童保護費負担金)」	14,813,256	
	11	児童保護措置費自己負担金	上北地城県民局地域健康福祉部(保健総室)	児童福祉法に基づき「児童保護費の一部負担金未納に係る債権(児童保護費負担金)」	9,906,120	
	12	児童福祉施設費自己負担金	西北地城県民局地域健康福祉部(保健総室)	知的障害児施設、児童福祉施設等への入所等に係る自己負担金	874,967	
	13	知的障害者措置費	中野地城県民局地域健康福祉部(福祉総室)	知的障害者施設入所者の本人負担金に係る債権	136,400	
	14	知的障害者措置費	三入地城県民局地域健康福祉部(福祉総室)	知的障害者施設入所者の本人負担金に係る債権	79,700	
	15	漁港施設占用料	(三入)地城県民局地域健康福祉部(三入)地方漁港(漁業振興事務所)森港(管理所)	漁港施設の占用料及びその返還金	10,838,424	
	16	港湾施設使用料	東青地城県民局地域健康福祉部(青森港管理所)	港湾施設の使用料	1,089,887	
	17	道路占用料	中野地城県民局地域健康福祉部	道路の占用料	57,693	
	18	河川占用料	東青地城県民局地域健康福祉部	河川の占用料	1,296	
	19	河川占用料	上北地城県民局地域健康福祉部	河川の占用料	185,000	
	20	十和田湖特定環境保全公団下水道使用料	上北地城県民局地域健康福祉部	十和田湖特定環境保全公団下水道に係る使用料	21,440,074	
	21	放置違反金	交通指導課	放置車両の使用若くはに対する違反金及びその返還金	4,991,000	
	非強制徴収公債権(36件)	22	補助金返還金	総務手帳課	補助金の返還金	36,621,946
		23	補助金返還金	工業振興課	補助金の返還金	23,296,295
		24	行政財産使用料	観光企画課	行政財産の使用料	292,500
		25	診療収入	障害福祉課	はまなす医療教育センターにおける診療報酬等に係る自己負担金	1,673,090
		26	診療収入	障害福祉課	あすなろ医療教育センターにおける診療報酬等に係る自己負担金	504,870
		27	診療収入	青森県立さわらび医療教育センター	さわらび医療教育センターにおける診療報酬等に係る自己負担金	34,100
		28	障害児施設給付費収入	障害福祉課	はまなす医療教育センターにおける肢体不自由児施設支授料及び重症心身障害児施設支授料の利用者負担金	1,267,239

別表3 監査対象債権(強制徴収公債権・非強制徴収公債権・私債権別)

(単位:円)

債権分類	No.	債権名	機関名	債権の概要	平成20年度末 未収金
強制徴収公債権(21件)	29	障害児施設給付費収入	青森県立あすなろ医療教育センター	あすなろ医療教育センターにおける肢体不自由児施設支授料及び重症心身障害児施設支授料の利用者負担金	400,348
	30	障害児施設給付費収入	青森県立さわらび医療教育センター	さわらび医療教育センターにおける重症心身障害児施設支授料の利用者負担金	9,200
	31	大返還手数料・大回養管理費	青森県動物愛護センター	抑留された飼い犬の返還手数料及び回養管理費用	24,600
	32	生活保護費返還金	東青地城県民局地域健康福祉部(福祉総室)	生活保護費の返還金	8,119,274
	33	生活保護費返還金	中野地城県民局地域健康福祉部(福祉総室)	生活保護費の返還金	38,259,700
	34	生活保護費返還金	三入地城県民局地域健康福祉部(福祉総室)	生活保護費の返還金	34,713,272
	35	生活保護費返還金	西北地城県民局地域健康福祉部(福祉総室)	生活保護費の返還金	29,250,439
	36	生活保護費返還金	上北地城県民局地域健康福祉部(福祉総室)	生活保護費の返還金	29,979,836
	37	生活保護費返還金	東青地城県民局地域健康福祉部(福祉総室)	生活保護費の返還金	8,882,096
	38	児童扶養手当返還金	中野地城県民局地域健康福祉部(福祉総室)	児童扶養手当の返還金	3,774,430
	39	児童扶養手当返還金	三入地城県民局地域健康福祉部(福祉総室)	児童扶養手当の返還金	10,072,490
	40	児童扶養手当返還金	西北地城県民局地域健康福祉部(福祉総室)	児童扶養手当の返還金	4,161,510
	41	児童扶養手当返還金	上北地城県民局地域健康福祉部(福祉総室)	児童扶養手当の返還金	5,726,300
	42	児童扶養手当返還金	東青地城県民局地域健康福祉部(福祉総室)	児童扶養手当の返還金	2,347,130
	43	児童扶養手当返還金	西北地城県民局地域健康福祉部(福祉総室)	児童扶養手当の返還金	1,704,810
	44	特別障害者手当返還金	中野地城県民局地域健康福祉部(福祉総室)	特別障害者手当の返還金	238,680
	45	特別障害者手当返還金	三入地城県民局地域健康福祉部(福祉総室)	特別障害者手当の返還金	12,000
	46	特別障害者手当返還金	上北地城県民局地域健康福祉部(福祉総室)	特別障害者手当の返還金	99,200
	47	福祉手当返還金	西北地城県民局地域健康福祉部(福祉総室)	福祉手当の返還金	1,644,310
	48	港湾施設使用料	上北地城県民局地域健康福祉部(三入)小川原(管理所)	港湾施設の使用料	306,117
	49	港湾施設使用料	下北地城県民局地域健康福祉部	港湾施設の使用料	561,444
	50	海岸占用料	下北地城県民局地域健康福祉部	海岸の占用料	83,950
	51	国有財産使用料	西北地城県民局地域健康福祉部	県が管理している国有財産の使用料	37,972
	52	就学奨励費返還金	学校教育課	就学奨励費返還金に係る遅延利息	21,650
	53	県立高等学校等授業料	青森県立弘前南高等学校	県立高等学校の授業料	69,300
	54	県立高等学校等授業料	青森県立(上)水郷高等学校	県立高等学校の授業料	247,500
	55	県立高等学校等授業料	青森県立弘前実業高等学校	県立高等学校の授業料	178,200
	56	給料返還金	上北教育事務所	欠勤に係る給料の返還金	97,848
	57	扶養手当返還金	下北教育事務所	扶養手当認定に係る手当の返還金	737,643

債権分類	No.	債権名	機関名	債権の概要	平成20年度末 未収金
	58	普通財産貸付料	財産管理課	普通財産の貸付料及びその延滞利息	334,586
	59	普通財産貸付料	港務空港課	普通財産の貸付料及びその延滞利息	609,155
	60	前払履行未済の延滞損害金	東青地城東民局地城整備部(青森県環境管理事務所)	前払履行未済に係る延滞損害金及びその延滞利息	57
	61	中小企業設備近代化資金貸付金	中小企業課	中小企業設備近代化資金貸付金の償還金及び借約金	32,579,139
	62	中小企業高度化資金貸付金	商工政策課	中小企業高度化資金貸付金の償還金及び借約金	5,994,877,232
	63	特許実施料収入	新産業創造課	特許の実施許諾契約に基づきライセンス料	3,458
	64	八甲学園施設使用料	健康福祉政策課	青森県立八甲学園に係る知的障害児施設カーネーション利用料	66,828
	65	看護師等修学資金の返還金	医療業務課	看護師等修学資金の免除要件を満たさない場合の返還金及び通滞利息	2,942,000
	66	心身障害者扶養共済掛金	障害福祉課	心身障害者扶養共済の共済掛金	12,771,060
	67	母子福祉資金・寡婦福祉資金	東青地城東民局地城健康福祉部(福祉総室)	母子福祉資金貸付金及び寡婦福祉資金貸付金の償還金等	11,966,948
	68	母子福祉資金・寡婦福祉資金	中青地城東民局地城健康福祉部(福祉総室)	母子福祉資金貸付金及び寡婦福祉資金貸付金の償還金等	95,773,991
	69	母子福祉資金・寡婦福祉資金	三八地城東民局地城健康福祉部(福祉総室)	母子福祉資金貸付金及び寡婦福祉資金貸付金の償還金等	40,161,280
	70	母子福祉資金・寡婦福祉資金	西北地城東民局地城健康福祉部(福祉総室)	母子福祉資金貸付金及び寡婦福祉資金貸付金の償還金等	8,912,142
	71	母子福祉資金・寡婦福祉資金	上北地城東民局地城健康福祉部(福祉総室)	母子福祉資金貸付金及び寡婦福祉資金貸付金の償還金等	35,977,637
	72	母子福祉資金・寡婦福祉資金	下北地城東民局地城健康福祉部(福祉総室)	母子福祉資金貸付金及び寡婦福祉資金貸付金の償還金等	23,584,535
	73	損害賠償金	林政課	不法行為に係る損害賠償金	5,815,248
	74	損害賠償金	農林整備課	不法行為に係る損害賠償金	8,128,919
	75	損害賠償金	中青地城東民局地城農林水産部	不法行為に係る損害賠償金	187,750
	76	工事前払金返還利息	東青地城東民局地城農林水産部	工事前払金の返還に係る利息	22,374
	77	工事前払金返還利息	中青地城東民局地城農林水産部(農林整備)	工事前払金の返還に係る利息	191,797
	78	工事前払金返還利息	西北地城東民局地城農林水産部(西北地城東民局地城整備事務所)	工事前払金の返還に係る利息	67,701
	79	工事前払金返還利息	西北地城東民局地城農林水産部(農林整備)	工事前払金の返還に係る利息	98,038
	80	工事前払金返還利息	東青地城東民局地城整備部	工事前払金の返還に係る利息	22,949
	81	工事前払金返還利息	西北地城東民局地城整備部	工事前払金の返還に係る利息	74,027
	82	違約金及び前払金返還利息	下北地城東民局地城整備部	請負工事の契約解除に伴う違約金及び工事前払金の返還に係る利息	239,633
	83	林業・木材産業改善資金貸付金	団体経営改善課	林業・木材産業改善資金貸付金の償還金及び借約金	160,125,314
	84	農業改良資金貸付金	団体経営改善課	農業改良資金貸付金の償還金及び借約金	212,173,070
	85	沿岸漁業改善資金貸付金	水産振興課	沿岸漁業改善資金貸付金の償還金及び借約金	684,448

債権分類	No.	債権名	機関名	債権の概要	平成20年度末 未収金
	86	県営住宅使用料	東青地城東民局地城整備部	県営住宅家賃	93,919,726
	87	県営住宅使用料	中青地城東民局地城整備部	県営住宅家賃	38,717,761
	88	県営住宅使用料	三八地城東民局地城整備部	県営住宅家賃	37,316,609
	89	県営住宅使用料・特定公共賃貸住宅使用料	西北地城東民局地城整備部	県営住宅家賃及び特定公共賃貸住宅家賃	5,656,255
	90	県営住宅使用料	上北地城東民局地城整備部	県営住宅家賃	140,700
	91	県営住宅明渡請求後の使用損	東青地城東民局地城整備部	明渡期限到来後の退去に係る損害賠償金	1,869,521
	92	県営住宅明渡請求後の使用損	中青地城東民局地城整備部	明渡期限到来後の退去に係る損害賠償金	942,875
	93	県営住宅明渡請求後の使用損	三八地城東民局地城整備部	明渡期限到来後の退去に係る損害賠償金	392,206
	94	県営住宅駐車車場使用料	東青地城東民局地城整備部	県営住宅駐車車場使用料	957,221
	95	県営住宅駐車車場使用料	中青地城東民局地城整備部	県営住宅駐車車場使用料	217,316
	96	県営住宅駐車車場使用料	三八地城東民局地城整備部	県営住宅駐車車場使用料	169,463
	97	県営住宅駐車車場使用料・特定公共賃貸住宅駐車車場使用料	西北地城東民局地城整備部	県営住宅駐車車場使用料及び特定公共賃貸住宅駐車車場使用料	42,100
	98	県営住宅駐車車場使用料	上北地城東民局地城整備部	県営住宅駐車車場使用料	14,000
	99	施設カーネーション対象外利用料負担金	県立あすなろ医療センター	医療及び食事療養、施設カーネーション以外の利用料に係る実費徴収	12,577
	100	医療費	青森県立中央病院	中央病院で診療した患者等に対し請求した医療費	274,065,760
	101	医療費	青森県立つぐじが丘病院	つぐじが丘病院で診療した患者等に対し請求した医療費	11,145,543
	102	高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金返還金	教職員課	高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金の返還金及び通滞利息	186,400
	103	交通事故示談金	会計課	交通事故による警察車両修繕費に係る相手方の負担金	67,394
	合計				20,392,277,651

別表3

番号	機関名	債権名	本庁所管課
1	東青地域県民局地域健康福祉部	児童保護措置費自己負担金・児童福祉施設自己負担金	健康福祉政策課
2	社部	生活保護費返還金	子どもみらい課
3		児童扶養手当返還金	子どもみらい課
4		母子福祉資金・寡婦福祉資金	子どもみらい課
5	中南北地域県民局地域健康福祉部	児童保護措置費自己負担金・児童福祉施設自己負担金	
6	社部	児童保護措置費返還金	
7		知的障害者措置費	健康福祉政策課
8		生活保護費返還金	子どもみらい課
9		児童扶養手当返還金	子どもみらい課
10		特別障害者手当返還金	
11		母子福祉資金・寡婦福祉資金	子どもみらい課
12	三八地域県民局地域健康福祉部	児童保護措置費自己負担金・児童福祉施設自己負担金	
13	社部	知的障害者措置費	
14		生活保護費返還金	健康福祉政策課
15		児童扶養手当返還金	子どもみらい課
16		特別障害者手当返還金	
17		母子福祉資金・寡婦福祉資金	子どもみらい課
18		児童保護措置費自己負担金・児童福祉施設自己負担金	
19	西北地域県民局地域健康福祉部	生活保護費返還金	健康福祉政策課
20	社部	児童扶養手当返還金	子どもみらい課
21		福祉手当返還金	
22		母子福祉資金・寡婦福祉資金	子どもみらい課
23		未熟児童育医療給付費自己負担金	
24	上北地域県民局地域健康福祉部	児童保護措置費自己負担金・児童福祉施設自己負担金	
25	社部	生活保護費返還金	健康福祉政策課
26		児童扶養手当返還金	子どもみらい課
27		特別障害者手当返還金	
28		母子福祉資金・寡婦福祉資金	子どもみらい課
29		児童保護措置費自己負担金・児童福祉施設自己負担金	
30	下北地域県民局地域健康福祉部	生活保護費返還金	健康福祉政策課
31	社部	児童扶養手当返還金	子どもみらい課
32		母子福祉資金・寡婦福祉資金	子どもみらい課
33		児童保護措置費自己負担金・児童福祉施設自己負担金	
34	青森県動物愛護センター	診療収入	
35	青森県立あすなろ医療教育センター	施設管理収入	
36	社部	施設管理収入	
37		施設管理収入	
38	東青地域県民局地域健康福祉部	児童住宅使用料	建築住宅課
39	社部	児童住宅使用料	建築住宅課
40	中南北地域県民局地域健康福祉部	児童住宅使用料	建築住宅課
41	社部	児童住宅使用料	建築住宅課
42	三八地域県民局地域健康福祉部	児童住宅使用料	建築住宅課
43	社部	児童住宅使用料	建築住宅課
44	西北地域県民局地域健康福祉部	児童住宅使用料	建築住宅課
45	社部	児童住宅使用料	建築住宅課
46	上北地域県民局地域健康福祉部	児童住宅使用料	建築住宅課
47	社部	児童住宅使用料	建築住宅課
48	青森県立中央病院	医療費	
49	青森県立つくしが丘病院	医療費	

別表4

番号	機関名	債権名
1	中南北地域県民局地域健康福祉部	母子福祉資金・寡婦福祉資金

別表5

番号	機関名	債権名
1	障害福祉課	心身障害者扶養共済掛金
2	中南北地域県民局地域健康福祉部	母子福祉資金・寡婦福祉資金
3	上北地域県民局地域健康福祉部	母子福祉資金・寡婦福祉資金
4	下北地域県民局地域健康福祉部	母子福祉資金・寡婦福祉資金
5	商工政策課	中小企業設備近代化資金貸付金
6		中小企業高度化資金貸付金
7	団体経営改善課	林業・木材産業改善資金貸付金
8		農業改良資金貸付金
9	東青地域県民局地域農林水産部	工事前私金返還利息
10	港湾空港課	普通財産貸付料
11	東青地域県民局地域健康福祉部	児童住宅使用料
12	中南北地域県民局地域健康福祉部	児童住宅使用料
13	三八地域県民局地域健康福祉部	児童住宅使用料
14	西北地域県民局地域健康福祉部	児童住宅使用料
15	下北地域県民局地域健康福祉部	連約金及O前私金返還利息

別表6

番号	機関名	債権名
1	障害福祉課	心身障害者扶養共済掛金

別表7
◆督促状の発出について検討を求める機関

番号	機関名	債権名	番号	機関名	債権名
1	財産管理課	普通財産貸付料	47	青森県動物愛護セブンター	大返還手数料・大飼養管理費
2	東青地域県民局地域連携部	前私金履行未済分返延損害金	48	商工政策課	中小企業設備近代化資金貸付金
3	健康福祉政策課	八甲字園施設使用料	49	新産業創造課	特許実用料収入
4	医療業務課	看護師等研修費返還金	50	団体経営改善課	農業改良資金貸付金
5	障害福祉課	心身障害者扶養共済掛金	51	林政課	損害賠償金
6		障害児施設給付費収入	52	農付整備課	損害賠償金
7		診療収入	53	農付整備課	損害賠償金
8	東青地域県民局地域健康福祉部	未熟児養育医療給付費自己負担金・児童児童保護措置費自己負担金・児童福祉施設自己負担金	54	中南地域県民局地域農林水産部	工事前私金返還利息
9		児童保護費返還金	55	東北地域県民局地域農林水産部	工事前私金返還利息
10		生活保護費返還金	56	港湾空港課	普通財産貸付料
11		児童扶養手当返納金	57	港湾空港課	普通財産貸付料
12	中南地域県民局地域健康福祉部	母子福祉資金・寡婦福祉資金	58	東青地域県民局地域整備部	河川占有料
13		未熟児養育医療給付費自己負担金・児童児童保護措置費自己負担金・児童福祉施設自己負担金	59	港湾施設使用料	県営住宅使用料
14	健康福祉部	児童児童保護措置費自己負担金・児童福祉施設自己負担金	60	港湾施設使用料	県営住宅前渡請求後の使用損害金
15		知的障害者措置費	61		県営住宅前渡請求後の使用損害金
16		生活保護費返還金	62		県営住宅駐車場使用料
17		児童扶養手当返納金	63		工事前私金返還利息
18		特別障害者手当返還金	64	中南地域県民局地域整備部	道路占有料
19	三八地域県民局地域健康福祉部	母子福祉資金・寡婦福祉資金	65	整備部	県営住宅使用料
20		未熟児養育医療給付費自己負担金・児童児童保護措置費自己負担金・児童福祉施設自己負担金	66	整備部	県営住宅前渡請求後の使用損害金
21		知的障害者措置費	67	三八地域県民局地域整備部	県営住宅使用料
22		生活保護費返還金	68	三八地域県民局地域整備部	県営住宅駐車場使用料
23		児童扶養手当返納金	69	三八地域県民局地域整備部	県営住宅駐車場使用料
24		特別障害者手当返還金	70	西北地域県民局地域整備部	国有財産使用料
25		母子福祉資金・寡婦福祉資金	71	整備部	県営住宅使用料・特定公共賃貸住宅使用料
26		児童児童保護措置費自己負担金・児童福祉施設自己負担金	72		県営住宅使用料
27	西北地域県民局地域健康福祉部	児童児童保護措置費自己負担金・児童福祉施設自己負担金	73		県営住宅駐車場使用料
28		生活保護費返還金	74	上北地域県民局地域整備部	河川占有料
29		児童扶養手当返納金	75	整備部	港湾施設使用料
30		特別障害者手当返還金	76		十和川特定建設保全公共下水道使用料
31	上北地域県民局地域健康福祉部	母子福祉資金・寡婦福祉資金	77		県営住宅使用料
32		未熟児養育医療給付費自己負担金・児童児童保護措置費自己負担金・児童福祉施設自己負担金	78	下北地域県民局地域整備部	県営住宅駐車場使用料
33		生活保護費返還金	79	整備部	海軍住宅有料
34		児童扶養手当返納金	80	青森県立中央病院	港湾施設使用料
35		特別障害者手当返還金	81	青森県立中央病院	医療費
36		母子福祉資金・寡婦福祉資金	82	青森県立つくしが丘病院	医療費
37		児童児童保護措置費自己負担金・児童福祉施設自己負担金	83	病院	医療費
38	下北地域県民局地域健康福祉部	児童児童保護措置費自己負担金・児童福祉施設自己負担金	84	教職員課	高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金返還金
39		生活保護費返還金	85	上北教育事務所	給料返還金
40		児童扶養手当返納金	86	下北教育事務所	扶養手当返納金
41		母子福祉資金・寡婦福祉資金	87	青森県立弘前南高等学校	県立高等学校等授業料
42	青森県立あすなろ医療療養センター	診療収入	88	青森県立弘前実業高等学校	県立高等学校等授業料
43		障害児施設給付費収入	89	青森県立八戸水産高等学校	県立高等学校等授業料
44		施設サービスマン対象外利用料負担金	90	会計課	交通事故示談金
45	青森県立さわらび医療療養センター	診療収入			
46		障害児施設給付費収入			

別表8
◆債権管理員の引継書様式について改善を求める機関

番号	機関名
1	医療業務課
2	東青地域県民局地域健康福祉部
3	中南地域県民局地域健康福祉部
4	三八地域県民局地域健康福祉部
5	上北地域県民局地域健康福祉部
6	下北地域県民局地域健康福祉部
7	団体経営改善課
8	東青地域県民局地域整備部
9	中南地域県民局地域整備部
10	三八地域県民局地域整備部
11	西北地域県民局地域整備部
12	上北地域県民局地域整備部
13	下北地域県民局地域整備部
14	青森県立中央病院
15	青森県立つくしが丘病院
16	交通指導課

別表9
◆債権管理員の引継書添付書類について改善を求める機関

番号	機関名
1	障害福祉課
2	医療業務課
3	東青地域県民局地域健康福祉部
4	中南地域県民局地域健康福祉部
5	三八地域県民局地域健康福祉部
6	西北地域県民局地域健康福祉部
7	上北地域県民局地域健康福祉部
8	下北地域県民局地域健康福祉部
9	団体経営改善課
10	東青地域県民局地域整備部
11	中南地域県民局地域整備部
12	三八地域県民局地域整備部
13	西北地域県民局地域整備部
14	上北地域県民局地域整備部
15	下北地域県民局地域整備部
16	青森県立中央病院
17	青森県立つくしが丘病院
18	交通指導課

別表10
◆一部弁済時の時効中断措置について改修を求める機関

番号	機関名	債権名
1	障害福祉課	診療収入
2		心身障害者扶養共済掛金
3	医療業務課	看護師等修学資金返還金
4	奥青地域県民局地域健康福祉部	児童保護措置費自己負担金・児童福祉施設自己負担金
5		母子福祉資金・募婦福祉資金
6	中南地域県民局地域健康福祉部	児童保護措置費自己負担金・児童福祉施設自己負担金
7		母子福祉資金・募婦福祉資金
8	三八地域県民局地域健康福祉部	児童保護措置費自己負担金・児童福祉施設自己負担金
9		母子福祉資金・募婦福祉資金
10	西北地域県民局地域健康福祉部	児童保護措置費自己負担金・児童福祉施設自己負担金
11		母子福祉資金・募婦福祉資金
12	上北地域県民局地域健康福祉部	児童保護措置費自己負担金・児童福祉施設自己負担金
13		母子福祉資金・募婦福祉資金
14	下北地域県民局地域健康福祉部	児童保護措置費自己負担金・児童福祉施設自己負担金
15		母子福祉資金・募婦福祉資金
16	団体経営改善課	林業・木材産業改善資金貸付金
17		農業改良資金貸付金
18	東青地域県民局地域整備部	県営住宅使用料
19		県営住宅使用料
20	中南地域県民局地域整備部	県営住宅使用料
21		県営住宅使用料
22	三八地域県民局地域整備部	県営住宅使用料
23		県営住宅使用料
24	西北地域県民局地域整備部	県営住宅使用料・特定公共賃貸住宅使用料
25		県営住宅使用料・特定公共賃貸住宅使用料
26	上北地域県民局地域整備部	県営住宅使用料
27		県営住宅使用料
28	青森県立中央病院	十和田湖特定環境保全公共下水道使用料
29		医療費
30	青森県立つくしが丘病院	医療費

(発行所・発行人)
青森市長島二丁目一番一号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭